

## 鳥取県告示第 695 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
日野郡 日南町	平成 19 年 9 月 18 日（火）	午後 1 時から 午後 3 時まで	日野郡日南町霞 800 日南町役場
日野郡 日野町	平成 19 年 9 月 20 日（木）	〃	日野郡日野町根雨 130-1 日野町山村開発センター
日野郡 江府町	平成 19 年 9 月 21 日（金）	〃	日野郡江府町大字洲河崎 62 江府町運動公園総合体育館
日野郡	平成 19 年 9 月 28 日（金）	〃	日野郡日野町根雨 130-1 日野町山村開発センター
〃	平成 19 年 10 月 1 日（月）から同月 31 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）	午前 9 時から 午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部くらしの 安心推進課